

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

1. 令和6年改正精神保健福祉法において「自治体における精神保健相談支援体制の整備」との章で「市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、「精神障害者の他精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともにこれらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える元等に対する精神保健に関する相談支援を追加する。」とのことが掲げられていますが、具体的には相談支援体制がどのように改正されるのかを教えてください。

(1) 保健所の機能

統廃合の区割りが居住区民にとって不合理な分け方となっています。

例えば、島本町が隣の高槻市でなく茨木市に行かなくてはならない。

大阪府では本来の訪問相談業務など本来の保健所業務が減ったわけでもないにもかかわらず、現在大阪府保健所9か所、中核市保健所7か所 堺市保健所 東大阪市保健所計18か所となり、1995年の22保健所7支所から後退しています。また精神保健福祉士の整理など、人的配置も激減しているとの情報があります。

昨年度の回答ではコロナ感染症拡大時には部内外の応援や保健所業務の外部委託による体制強化をはかったと回答されているが、コロナ以降 今後も専門性の高い業務に対して、応急的な職員配置では丁寧な訪問相談業務への対応には期待できません。

上記のような保健所の大幅な統廃合以降、保健所数、復活と精神保健福祉相談員の増員がなぜ進められないのか、現状をどう認識しているのか、を明らかにしてください。

(回答)

○ 保健所の設置については、地域保健法第5条の規定により、都道府県、政令市、中核市等において、それぞれ設置することとなっており、府内では府設置の保健所が9カ所、政令・中核市設置の保健所が9カ所の計18カ所となっています。

※例示の区割りについては、高槻市長が高槻市保健所を設置しているため、その管轄区域は高槻市域のみであり、島本町域は管轄区域ではないため、本府の茨木保健所が管轄しています。

- 府保健所の変遷については、保健所法を全面改正する形で、平成6年7月に地域保健法が制定され、それまで保健所が担ってきた母子保健や予防接種などの住民に身近なサービスを市町村（保健センター）に移管し、難病対策など専門的・広域的な業務を保健所が担うようになりました。

その後、地方自治法の中核市指定要件が緩和されたことにより、府内では中核市への移行に伴う保健所の移管が進み、現在の保健所設置数となっています。

- 現在、府保健所は、地域保健法等の関係法令に示されている管内人口など複数設置の基準を著しく超えてはいない状況です。

- 府保健所の人員については、毎年度、新たな行政需要や既存の業務の必要性などを十分に精査したうえで、業務の見直しや効率化を図りつつ、業務量に見合った適正な体制となるよう要望・協議を行っています。

- なお、体制が変わっても必要な支援を届けることができるよう努めており、現在の訪問相談件数は、22保健所7支所時代と比較して同水準となっているところです。

（回答部局課名）

健康医療部 健康医療総務課

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

1. 令和6年改正精神保健福祉法において「自治体における精神保健相談支援体制の整備」との章で「市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、「精神障害者の他精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともにこれらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える元等に対する精神保健に関する相談支援を追加する。」とのことが掲げられていますが、具体的には相談支援体制がどのように改正されるのかを教えてください。

(2) 市町村相談支援の明確化

法改正により「精神保健に関する相談が市町村で包括的に確保を明確化すること」とされていますが具体的には相談支援体制はどのように変わるのかを明らかにしてください。

(回答)

○ 令和5年2月に、国は今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するための具体的な方策について検討することを目的した検討チームを設置し、その報告書において、実際に市町村が相談支援体制整備を推進するための方策等について、報告書としてとりまとめております。

また、保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領に市町村の精神保健福祉業務の実施体制等が記載されております。

これらに基づいて、市町村は、相談支援体制の整備をすすめております。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

1. 令和6年改正精神保健福祉法において「自治体における精神保健相談支援体制の整備」との章で「市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、「精神障害者の他精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともにこれらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える元等に対する精神保健に関する相談支援を追加する。」とのことが掲げられていますが、具体的には相談支援体制がどのように改正されるのかを教えてください。

(3) 相談窓口の高いレベルへの格差の是正を図る援助をしてください。

基幹相談支援センター 地域生活支援センターなど市町村の相談支援体制を市町村格差是正を図るよう援助してください。

(回答)

- 府においては、基幹相談支援センターの設置ができていない市町へのヒアリングを実施のうえ、大阪府障がい者相談支援アドバイザーと一緒に、設置へ向けた支援を行っているところです。
- 合わせて、基幹相談支援センターを設置している市町村についても要請がありましたら、基幹相談支援センターの業務整理や、自立支援協議会の活性化に向けて、障がい者相談支援アドバイザーと府職員が市町村へ訪問し支援を行っております。
- また、市町村及び基幹相談支援センター職員等を対象に、先進事例の紹介や意見交換会等を実施しており、引き続き、市町村の状況を把握しつつ、広域行政として市町村の支援を続けてまいります。
- なお、地域活動支援センター事業は、障害者総合支援法に基づき、市町村の地域生活支援事業の一つとして位置づけられているものです。
- 地域活動支援センターでは、地域の実情に応じて、障がいのある方々に創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図っています。また、地域活動支援センターの中には、利用者に生活に関する相談や福祉サービスの案内などを併せて実施しているところもあります。
- 大阪府としましては、国に対して、地域活動支援センターの運営に係る財源については、安定的かつ十分な財源措置を要望しているところです。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

2. 24時間365日、緊急時にも適切に対応できる精神保健福祉医療相談窓口の実施を実現してください。

(1)「おおさか精神科救急ダイヤル」(平日17時から翌朝9時 土日祭日 9時朝から翌朝9時)の受付時間を24時間365日の拡大を去年要望しているとおり電話回線を増やしてください。

現在の日々の対応人数と回線を公表してください。

(2)常に看護師、PSW、心理士など国家資格の保有者の配置を実現して、24時間365日の緊急時にいつでも対応できるようにしてください。

午前9時から夕方5時は保健所が対応するとされていますが、保健所相談員の多岐にわたる業務の中では、ていねいな緊急対応は不可能です。

(回答)

○ 大阪府では、保健所において精神保健医療福祉に関する相談に対応しております。日中は、府保健所9か所・中核市保健所・保健センター9か所での、相談・訪問対応を行っております。また、保健所閉庁時の夜間・休日については、「おおさか精神科救急ダイヤル」を設置することで、24時間365日相談に対応できる体制を整備しています。平日の開庁時間は保健所にて対応できることから、直接保健所にご相談ください。

○ 「おおさか精神科救急ダイヤル」では、精神保健福祉士や心理士など業務に必要な知識を有する相談員が、相談内容に応じて、必要な助言や、医療機関や地域の相談支援事業所などの社会資源等の情報提供を行うとともに、精神科医療機関での受診や入院が必要と判断した場合には、受診調整窓口につないでいます。平日9時から午後5時における受診調整は保健所の業務であることから、直接保健所にご相談ください。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

3. 精神科救急医療システムによる輪番制受け入れ態勢の抜本的な見直しをしてください。

(1) 地域に戻りやすい圏域での受け入れ体制を保証してください。現在も圏域に基づいた搬送であると聞いていますが、北摂から堺市への搬送など、現状の圏域機能は十分ではありません。

現状では、患者の病院選択が不可能で、また入院後の転院希望も認められず、入院中の面会、退院後の通院に支障をきたしています。

(2) 急性期の緊急危機対応できる受け入れ体制を備えた安心できる病院を選定してください。

令和6年度改訂の精神科急性期医師配置加算の設置基準によれば

精神科救急医療にかかわる実績を一定程度有していること

その病棟に常勤の精神保健指定医が2名以上配置されていること

が要件として挙げられていますが、大阪府救急医療システム輪番病院はこの基準要件を満たすものとして選定されていますか。急性期病棟を持たない病院での受け入れもあります。

(回答)

○ 精神科救急医療システムは、夜間・休日において精神疾患等の症状の急発・急変により緊急な医療が必要な方に対応するため、医療相談窓口の設置や受入医療機関の確保などの体制を整備しているものです。

受入医療機関は、圏域ごとに特定の病院を指定するものではなく、府域で緊急的な受診や入院に対応できる精神科病院が輪番制で務めております。

受入にあたっては、ご本人の症状などを踏まえて、受診調整窓口が受入医療機関と調整することとしており、必ずしもご本人の希望に沿って病院を決定するものではありません。

○ 精神科救急医療システムによる輪番制で受入れている精神科医療機関は、大阪府が精神科救急医療施設として指定した医療機関であり、その指定は厚生労働省が示す要綱に基づいて行っております。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

6. 改正精神保健福祉法の規定に基づき、大阪府下で起こった精神科病院内の虐待事件について、通報の実績を開示してください。

「法令により毎年公表する」と昨年回答された通り令和6年4月1日より現在までの虐待通報状況を公開してください。

(回答)

○ 大阪府では、精神保健福祉法第40条の7に基づき、毎年度、精神科病院における業務従事者による障がい者虐待の状況等について公表してまいります。

令和6年度分については、令和7年度に虐待通報状況を公表する予定です。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課
大阪府こころの健康総合センター

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

8. コロナが5類に移行したことにより、PCR 検査やコロナ治療費の窓口負担が重くなり、障害者の生活を圧迫するものになっています。従来通り無料にすべく財源を確保してください。

(回答)

○ 新型コロナウイルス感染症の医療費自己負担に係る公費負担は、国において5類化により、急激な負担増が生じないこと及び他の疾病との公平性を考慮し、一定の自己負担を求める制度見直しが行われたものであり、全国一律の制度として運用されています。大阪府としても、他の疾病との公平性の観点から国の方針に基づき対応してまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 感染症対策課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

9. 先発医薬品選定療養制度の先発薬を選んだ時、ジェネリック医薬品の製造上の違いによる効果の違いがあるため、患者の訴えを尊重して、ジェネリック医薬品を押し付けることなく、先発医薬品を適切に選択できるよう柔軟に対応することを医療機関に啓発してください。

(回答)

○ 本府では、患者の皆さまや医療関係者がジェネリック医薬品を安心して使用していただくための環境づくりに取り組んでいます。

ジェネリック医薬品の使用について疑問や不安があるときは、薬剤師へ相談を促すなどの啓発をしているところですが、引き続き、患者の皆さまやその御家族と医療関係者とのコミュニケーションに配慮した啓発を実施してまいります。

○ また、いただいた御要望については、医療関係者が参加する会議の場等で共有し啓発を行うなど、今後も、患者の皆さまや医療関係者が安心して医薬品を使用できるよう、府内での取組みを進めてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 生活衛生室 薬務課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

1. 教育

(1) 大阪府職員並びに一般市民（教育職員、医療関係者、障害者地域支援事業所職員、地域自治会役員）への精神疾患理解および精神障害者の権利にかかわる人権教育の徹底をはかってください。

昨年度の実施状況（日程、場所、内容、対象者、参加人数）を一覧で明らかにしてください。

また今後それぞれの研修に当事者、家族の体験を伝える場を設定してください。

家族の体験を話す機会は、大阪府こころの健康総合センターベーシック研修（精神保健福祉医療新任職員研修）、摂津市（予定）2か所でしかお話の機会はないのが実情です。全市町村には広がっていません。

全市町村に家族の体験を話す場を広げるため今後、大阪府はどのようにされるのかを明らかにしてください。

(回答) ※下線部について回答

- 人事課が実施する大阪府職員の研修につきましては、「障害者差別解消法」及び「大阪府障害者差別解消条例」の施行にあわせ、平成28年4月から、新規採用職員及び新任の主査級、課長補佐級、課長級職員を対象に、「大阪府障害者差別解消条例」等の意義や「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」のほか、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組などに関する研修を実施しております。

なお、令和5年度については、新規採用職員及び新任の主査級、課長補佐級、課長級職員を対象に、「障害者差別解消法」及び「大阪府障害者差別解消条例」についての研修を実施（eラーニング）しました。

(回答部局課名)

総務部 人事課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

1. 教育

(1) 大阪府職員並びに一般市民(教育職員、医療関係者、障害者地域支援事業所職員、地域自治会役員)への精神疾患理解および精神障害者の権利にかかわる人権教育の徹底をはかってください。

昨年度の実施状況(日程、場所、内容、対象者、参加人数)を一覧で明らかにしてください。

また今後それぞれの研修に当事者、家族の体験を伝える場を設定してください。

家族の体験を話す機会は、大阪府こころの健康総合センターベシック研修(精神保健福祉医療新任職員研修)、摂津市(予定)2か所でしかお話の機会はないのが実情です。全市町村には広がっていません。

全市町村に家族の体験を話す場を広げるため今後、大阪府はどのようにされるのかを明らかにしてください。

(回答)

○ 広く府民に対し、精神疾患や精神障がいを含め障がい理解を深める取組みを行うことは、疾病や障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いに人格と個性を尊重し合う、共生社会の実現に必要な取組みと考えます。

○ 府では、障がい理解や障がい者の権利擁護に関する研修を主催する際は、障がい当事者や家族に実体験に基づく講義をいただくことで、受講者の理解がより深まるものと考え、研修内容の企画を行っております。令和6年度においては、障がい者虐待防止・権利擁護研修において、「家族・当事者の声」という講義動画を作成し、その中で精神障がい当事者の方に実体験に基づく講義を行っていただきました。

○ 今後も府民が障がいについて理解を深めることができるよう、様々な機会を捉え、障がい当事者や家族の実体験に基づく講義を行うとともに、市町村に対しても障がい理解や障がい者の権利擁護に関する研修を実施する際は、障がい当事者や家族に実体験に基づく講義を行っていただくことが有効である旨、助言してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

1. 教育

(1) 大阪府職員並びに一般市民(教育職員、医療関係者、障害者地域支援事業所職員、地域自治会役員)への精神疾患理解および精神障害者の権利にかかわる人権教育の徹底をはかってください。

昨年度の実施状況(日程、場所、内容、対象者、参加人数)を一覧で明らかにしてください。

また今後それぞれの研修に当事者、家族の体験を伝える場を設定してください。

家族の体験を話す機会は、大阪府こころの健康総合センターベーシック研修(精神保健福祉医療新任職員研修)、摂津市(予定)2か所でしかお話の機会はないのが実情です。全市町村には広がっていません。

全市町村に家族の体験を話す場を広げるため今後、大阪府はどのようにされるのかを明らかにしてください。

(回答)

○ 社会全体に精神保健に対する正しい認識が浸透することは重要であり、精神疾患への理解及び精神障がいに係る教育は、障がい者に対する偏見、差別を解消していくためにも必要なことと考えます。

大阪府では、理解促進のため各保健所において関係機関や一般市民を対象とした講演会等を実施しており、昨年度は計39回実施しています。その中でご家族の方から体験談を話していただくこともあります。

こころの健康総合センターにおいては、「精神保健福祉業務従事者研修」として、精神保健福祉業務に従事する大阪府職員及び市町村職員、医療機関職員、障がい福祉サービス事業所職員等を対象に精神疾患の理解及び精神障がい者の人権擁護の理解を図ることを目的として、毎年研修を実施しています。なお、ベーシック研修A・Bにて家族の思いや家族会活動、当事者の体験談を講義内容に組み入れており、当事者・家族の体験を伝える場を設定しています。

各研修の実施状況は以下のとおりです。

- **ベーシック研修A** 令和6年4月から令和6年8月（全5回・参加者数22名）
大阪府保健所、中核市保健所・保健センター等において新規に精神保健福祉業務に従事するケースワーカー、保健師、臨床心理技術職等（従事年数が1年未満の者）を対象として、講義（実務知識の習得を目的に実施）、病院施設見学のほか、当事者・家族の体験を伝える場を設け、家族の思いや家族会活動、当事者の体験談を学ぶ研修を実施しています。
- **ベーシック研修B** 令和6年7月1日から令和6年8月16日（公式YouTubeによる動画配信・参加者数91名）
市町村職員、医療機関、障がい福祉サービス事業所等において新規に精神保健福祉業務に従事する職員を対象として、講義（実務知識の習得を目的に実施）に加え、当事者・家族の体験を伝える場を設け、家族の思いや家族会活動、当事者の体験談を学ぶ研修を実施しています。
- **ステップアップ研修（2年目研修）** 令和6年6月、令和6年10月（参加者数32名）
精神保健福祉業務における従事年数が2年目の職員の職員を対象として、講義・演習（面接技術について）及び事例検討を実施しています。
- **ステップアップ研修（3年目研修）** 令和6年9月から令和6年12月（参加者数32名）
精神保健福祉業務における従事年数が3年目の職員を対象として、講義・演習（関係機関との連携による地域支援の方法について）及び事例検討を実施しています。
- **スキルアップ研修** 令和6年8月26日（参加者数58名）
大阪府及び中核市保健所、市町村職員、医療機関、障がい福祉サービス事業所等の職員を対象として、講義・演習「精神保健福祉領域におけるトラウマインフォームドケアを学ぶ～生きづらさを抱えた人へのアプローチを考える～」を実施しています。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課
大阪府こころの健康総合センター

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

1. 教育

(1) 大阪府職員並びに一般市民(教育職員、医療関係者、障害者地域支援事業所職員、地域自治会役員)への精神疾患理解および精神障害者の権利にかかわる人権教育の徹底をはかってください。

昨年度の実施状況(日程、場所、内容、対象者、参加人数)を一覧で明らかにしてください。

また今後それぞれの研修に当事者、家族の体験を伝える場を設定してください。

家族の体験を話す機会は、大阪府こころの健康総合センターベーシック研修(精神保健福祉医療新任職員研修)、摂津市(予定)2か所でしかお話の機会はないのが実情です。全市町村には広がっていません。

全市町村に家族の体験を話す場を広げるため今後、大阪府はどのようにされるのかを明らかにしてください。

(回答)

○ 教職員が精神疾患についての知識や学校生活に必要な配慮等について理解することは重要であると認識しています。

このため、府教育庁では、毎年、小・中・高等学校教職員等を対象に、「障がい理解教育研修会」を実施し、精神障がいを含めて、さまざまな障がいについて理解を深められるよう取組みをすすめております。令和6年度は、大阪府こころの健康総合センター医師と連携した講演「精神障がいの理解と対応」及びNPO 法人の代表の方と当事者の方による講演「精神疾患の理解と当事者の思い」をテーマに動画を配信し、オンデマンド開催として実施しました。実施期間は、令和6年12月16日(月)から令和7年1月31日(金)でした。参加人数は、774名となっております。

○ 大阪府教育センターでは、毎年、人権尊重の観点を基本として、精神疾患に対する理解を深める内容の研修を実施しています。令和6年度は、次の研修を実施しました。

4・5月 支援学校初任者研修

講義・演習「支援学校における指導・支援の在り方」

(対象者) 支援学校初任者教諭 (参加人数) 134名

7月 小・中・高等学校初任者研修

講義・演習「支援教育の現状と課題ー子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方についてー」

（対象者）小・中・高等学校初任者教諭 （参加人数）525 名 8月 新規採用養護教諭研修 講義・演習・協議「養護教諭が行う健康相談―事例を通したアセスメント―」 （対象者）新規採用養護教諭 （参加人数）47 名 8月 学校教育相談課題別研修C（精神疾患の理解と対応） 講義「精神疾患の理解と対応」 （対象者）小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・支援学校の教職員 （参加人数）77 名 また、小・中・高等・支援学校の初任者教諭に、毎年、冊子「みつめよう一人ひとりを（令和6年3月改訂）」を配付し、精神障がいを含めた障がい理解の周知を図っています。 ○ 今後とも、あらゆる研修の機会を捉え、教職員が精神疾患について正しく理解し、当事者やそのご家族の方々に寄り添った適切な対応ができるよう努めてまいります。
（回答部局課名） 教育庁 教育振興室 高等学校課 教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

1. 教育

(2) 高校の授業の中に家族や当事者の体験を聞く機会を盛り込んでくださいと要望を続けていますが、昨年一度も教育の現場でのお話の機会はありませんでした。大家連、当事者団体と連携して、家族や当事者の体験を聞く機会を各高校に広げてください

(回答)

○ 各学校では、令和4年度から高等学校学習指導要領に則り、精神疾患の授業を行っています。

○ その授業の具体的な内容については、各学校の校長が編成するものと認識しております。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

1. 教育

(3) 高校の保健体育教諭への精神疾患を理解するための意志、地域支援者など精神保健福祉の現場を知る人や家族講師にした研修の実施を教育センターにうながしてください。

(回答)

- 大阪府教育庁では、教職員が精神疾患について正しい知識を身につけることで、社会のスティグマを軽減し、児童生徒がメンタルに不調をきたした際の課題解決を図るため、令和6年 12 月に民間企業等と連携し、保健体育科教諭を含むすべての教職員を対象とした研修を実施したところです。
- その研修では、子どものトラウマや愛着、虐待などの問題に力を注いでいる精神科医と精神保健福祉士を講師に招聘し、医療現場で実際に関わる子どもたちの実態を知る医師という観点と、学校などとの連携という観点を交えつつ、子どもの心の健康・精神疾患についてご講義いただきました。
- 加えて、ペアワークを取り入れ、様々な事例研究を行うことで、教職員の学びを深めることにつながりました。
引き続き、研修等を通じて、教職員の資質向上に努めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 保健体育課

回 答

団体名 （ 公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会 ）

（要望項目）

【地域生活】

1. 教育

（4）令和6年度改定の「みつめよう一人ひとりを」という教材が作成されているようですが、どのように活用されているかを明らかにしてください。

（回答）

- 大阪府教育センターでは、小・中・高等・支援学校の初任者教諭の研修資料として「みつめよう一人ひとりを」（令和6年3月改訂）を配付し、精神障がいのある子どもを含め、さまざまな障がいの特性や指導・支援について講義・演習等を通して理解を深める研修を実施しています。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

2. 住まい

(1) 公営住宅の障害者単身入居枠について、昨年度の実施数を開示してください。
さらなる入居機会の拡大措置は図られているかも明らかにしてください。

(回答)

○ 府営住宅では、高齢者や障がい者などの方を対象に、募集住戸数全体の約4割を福祉世帯向けとして優先的に募集しており、その中で単身者が応募可能な住戸について募集しています。

単身者が応募可能な住戸としては、令和5年度は 1,133 戸を募集しました。

市町営住宅においては、高齢者や障がい者も含め単身者が応募可能な住戸の入居枠として、令和5年度は 685 戸を募集しました。

今後も高齢者や障がい者などの方を対象とした優先入居の機会の確保に取り組んでいきます。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課 (市町営住宅について回答)

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課 (府営住宅について回答)

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

2. 住まい

(2)大阪市平野区の市営住宅の自治会当番について自治会の対応で障害者が自死する事件がありましたが、住民および自治会の障害に対する意識改革のために本年度はどのようなことがなされたかを明らかにしてください。

また、清掃の手間に関してはシルバー人材センターなど業者委託などで、負担軽減を図るべきであり、それに対する手間賃も行政負担を要望してきたが、本年度はどのように対応してきたか明らかにしてください。

(回答) ※府営住宅について回答

○ 自治会は、入居者で構成される自治組織であることから、府として、その運営に主体的に関与し、指導することはできませんが、府営住宅では、管理センターと自治会の意見交換を行う場を設置し、障がいに関することを含めた住宅内の課題等について、相談があった場合は助言を行うようにしております。

また、今年度より、全戸配付しているふれあいだよりに、「障がいについての正しい理解」に関する記事を掲載しています。

府営住宅の敷地内の清掃など共用部の維持管理については、大阪府営住宅条例に基づき、入居者負担としており、各団地の実情に応じて自治会が業者に委託したり、入居者が分担して作業をするなどされています。

なお、令和4年度から入居者の7割以上の同意により、共益費の徴収を自治会から府に切り替えるとともに、業務委託できる制度を実施しており、これまで入居者が行っていた清掃や集金の手間等の維持管理にかかる入居者負担の軽減を図っています。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 施設保全課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

2. 住まい

(3) 福祉と住宅供給をセットにした国の民間住宅空住戸の供給をもとに「住宅セーフティネット検討会」のとりまとめ後、大阪府では民間住宅の供給を進めることがどのように検討されているのか明らかにしてください。

(回答)

○ 大阪府では、民間賃貸住宅を活用し、高齢者、障がい者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、入居支援等を行う居住支援法人の指定拡大や、市区町村単位での居住支援協議会の設立に向けた居住支援法人の活動に対する補助などの取組を行っています。

国においては、令和6年2月に「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」の中間とりまとめを実施、令和6年6月に住宅セーフティネット法が改正され、住宅セーフティネット制度の見直しが行われました。改正法では、居住支援法人等が住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅の認定制度の創設や、市区町村単位の居住支援協議会設立の努力義務化、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化などが盛り込まれています。

国において、令和7年10月の改正法施行に向けて、省令などの制度詳細についての検討が行われているところですが、国の動きを注視しつつ、引き続き、居住支援体制の充実に向け取り組んでまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

4. 国の「引きこもり支援推進事業」を大阪府はどのように実施しているのか、本年度の相談受付数、具体的な事業をあきらかにしてください。大阪府、市町村の「引きこもり支援相談窓口」を開示し、広く周知を要望してきたが、実施内容と実績を明らかにしてください。

(回答)

- 大阪府では、大阪府ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりのご本人やご家族からの電話相談をお受けしており、今年度の相談件数（令和7年1月末時点速報値）は320件でした。

また、自立相談支援機関、ひきこもり当事者会・家族会などの関係機関のネットワークの構築・機能強化を図るため、市町村への後方支援や支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修を実施しています。

ひきこもりに関する悩みを抱える府民が容易に相談できるよう、大阪府のホームページに各市町村ひきこもり相談窓口を掲載し、周知を図っています。

- 大阪府では、「ひきこもり支援推進事業」として、府内市町村間の関係性の構築や、支援ノウハウを持つ民間支援団体と市町村の連携が図れるよう、ひきこもり支援を充実させたいと考える市町村と共催で、ひきこもり当事者・家族・支援者等の居場所づくりに関するイベント（講演会、対話交流イベント及び当事者会等）を開催し、広域自治体として市町村を支援しています。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課（下線部について回答）

福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

5. ヤングケアラーについては現在支援が進んでいるが、親、18歳以上の子供、兄弟姉妹、配偶者などその他のケアラーについての支援が放置されています。大家連は昨年度要望でもすべての家族の負担の実態を調査し、必要な公的支援体制の構築を要望してきましたが今後の実施計画を明らかにしてください。

(回答)

- 大阪府では、大阪府障がい者計画の策定の際に、府内の障がい者を対象にした生活実態やニーズ等を把握する実態調査を実施しております。平成28年度に府内の約8,000人の障がい者を対象に調査を実施し、第5次大阪府障がい者計画の策定に向けた検討部会において調査結果の分析を行いました。
- これを踏まえ、現行計画においては、共通場面「地域を育む」において、個別分野ごとの施策の方向性の一つとして「関係機関による強固なネットワークの構築」を設定し、障がい者本人だけでなく家族介護者など、その世帯が抱える地域生活課題を把握・解決する「包括的な支援体制」が市町村において整備されるよう支援することとしています。
- 次期計画の策定を行う際にも、府内在住の障がい者の生活実態を把握するための調査を実施予定であり、本調査結果を次期計画策定に係る検討の参考としたいと考えています。
- また、令和7年1月には、ヤングケアラーだけでなく全てのケアラーを支援するために、庁内関係課で構成する「ケアラー支援関係会議」を設置しました。
- その会議において、まずはケアラーの方々が適切な相談先にスムーズにつながるよう、相談窓口をまとめたページを、大阪府ホームページに開設することを決めています。
- 合わせて、民間団体との意見交換などを通じて、ケアラー支援に関する課題や情報を共有するとともに、引き続き、庁内関係課と連携しつつ、支援策について検討を進めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

6. 障害者差別解消相談窓口について

(1)大阪府障がい者差別解消条例に基づく市町村の障害者差別相談窓口の周知が不十分でありまた、機能しているとは言えません。適切な情報提供で積極的に周知を図ってください。

12月1日配布の府政だよりでは障害者差別への啓発ポスターが掲載されていましたが、連絡先がQRコード表示になっており、デジタル弱者が取り残されるものとなっています。リンク先のホームページも種種雑多な情報が掲載されており、連絡先情報としてすぐ使えるものとは言えません。

(回答)

○ 障がいを理由とする差別を解消し共生社会を実現するためには、障がいに関する啓発活動と、府や市町村に設置された障がいを理由とする差別に関する相談窓口が両輪として適切に機能することが重要です。

○ 現在、府内においては府を含め全市町村に障がいを理由とする差別の相談窓口が設置されていますが、障がい当事者や家族の方すべてに周知が行き届いているとはいえない状況です。そのため、一層の周知を目的に、府政だより令和6年12月号において、障がい者差別・虐待に関する記事を掲載し、併せて相談窓口を周知いたしました。しかし、紙面が限られている都合上、府及び全市町村の相談窓口一覧を紙面上に示すことはできず、QRコードを掲載し、そこから相談窓口一覧を案内している府ホームページを表示していただく仕組みを採用することとなりました。

○ 貴会ご指摘の通り、デジタル端末機器の操作が困難な障がい当事者や家族がいる現状もふまえ、様々な機会を捉え、府及び市町村の相談窓口一覧表を印刷し、府が発行する障がい者差別に関する啓発物等へ折り込み、府主催行事での配布や各市町村での配架等を通じて周知を図り、障がいを理由とする差別に関してお困りの障がい当事者や家族の方達が、デジタル端末機器を介さなくても相談窓口に繋がることのできるよう、取組みを進めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

6. 障害者差別解消相談窓口について

(2) ある市に相談をしたけれど、担当者が合理的配慮に関する正しい知識を持っておらず、窓口紹介をするのみで、当事者家族の抱える問題の解決につなぐ対応をしてくれませんでした。

相談対応者のレベル向上の研修を行ってください。

(回答)

○ 府は広域自治体として、市町村相談窓口担当者の対応力向上を目的に、府の主催する障がい者差別解消研修へ市町村相談窓口担当者への参加の呼び掛け、府及び市町村の相談窓口担当者が対面で情報交換や事例検討等を行う情報交換会の開催、条例に基づき府へ配置されている広域支援相談員による市町村相談窓口担当者への個別事案の対応に関する助言等を通じ、支援を行っています。

○ 令和6年4月、内閣府作成「障害を理由とする差別の解消の推進 国・地方公共団体における相談窓口担当者向け相談対応マニュアル」の中で障がい当事者の居住する自治体に設置された相談窓口が、発生場所に関わらず、相談の受付から終結まで対応することが重要と示されました。

○ このことから、市町村相談窓口職員の対応力向上はますます必要になると考えますので、今後も市町村相談窓口職員が相談へ適切に対応できるよう、研修や助言等で支援を行うとともに、広域的・専門的な事案へは直接対応すること等を通じ、障がいを理由とする差別を解消し、共生社会の実現を目指してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

7. 災害時福祉避難所の問題

(1)大阪府の市町村における災害時福祉避難所設置状況に関する一覧表を作成 公開してください。

精神障害者にとって、緊急時の情報取得、即行動に移すことは難しいことです。平常時から、避難所を公表することによって、不意の災害時の不安はかなり解消されます。

(回答)

○ 指定福祉避難所については、災害対策基本法に基づき、市町村が指定し、指定福祉避難所を広く府民に周知させること、いわゆる公示も行っています。なお、公示の方法については法律で特に定められているものではなく、掲示板、広報誌、及び自治体ホームページ等で公示することとなっています。

府としては、市町村が作成する避難所マニュアルの指針となる「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」において、「指定福祉避難所の設置等について、要配慮者が適切な施設等に避難できるよう、公示に加え、広報活動や訓練を通じて、広く住民にも周知を図る」と記載しています。

引き続き、市町村による指定福祉避難所の情報が広く府民の方に届くよう、各市町村に働きかけていきます。

(回答部局課名)

危機管理室 災害対策課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

7. 災害時福祉避難所の問題

(2) 精神障害者にための福祉避難所へ直接避難できるシステムを構築してください。

一時避難所に一旦避難したうえでの振り分けを受けなくてはならないことは環境変化に大変弱い精神障害者にとっては、避難を断念せざるを得ないことにもなり。かねません。精神障害者への合理的配慮に欠けることにもなります。

(回答)

○ 令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定され、指定福祉避難所への直接避難の促進が示されました。

指定福祉避難所の開設・運営等は主に市町村が行うこととなっていることから、直接指定福祉避難所へ避難する要配慮者が想定される場合は、事前に受入準備・調整などを行うことを検討する旨を令和4年3月に「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」に追記し、市町村に周知しています。

引き続き、被災者が適切に避難できるよう取り組んでいきます。

(回答部局課名)

危機管理室 災害対策課